

群馬県衛生環境研究所における研究活動上の不正行為等の取り扱いに関する規程

(目的)

第一条 この規程は、群馬県衛生環境研究所（以下「当研究所」という。）において行われる研究者等による研究活動について不正行為の防止及び不正行為が生じた場合、又はそのおそれがある場合の措置等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- 一 研究者等：当研究所に所属し、研究活動に従事する職員とする。なお、当研究所以外に本務を有する者を含むものとする。
- 二 研究費等：各省庁又は各省庁が所轄する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究費、補助金、委託費、運営費交付金及び寄附金等を財源として当研究所で扱うすべての研究費をいう。
- 三 研究倫理教育：不正行為を事前に防止し、公正な研究活動を推進するために、研究者等に求められる倫理規範、関連法令、当研究所の規程等を遵守させるために実施する教育をいう。

(不正行為の定義)

第三条 この規程において、研究活動の不正行為（以下「不正行為」という。）とは、当研究所において研究者等が研究活動を行う場合における次の各号に掲げる行為をいう。ただし、故意又は研究者等としてわかまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことにより行われたものに限る。

- 一 捏造：存在しないデータ・研究結果等を作成する行為。
 - 二 改ざん：研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工する行為。
 - 三 盗用：他の研究者のアイデア、分析・解析手法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用する行為。
 - 四 不適切なオーサiership：研究論文の著者リストにおいて、著者としての資格を有しない者を挙げ、又は著者としての資格を有する者を除外する行為。
 - 五 不適切な投稿又は出版：同一内容とみなされる研究論文を複数作成して異なる雑誌等に発表する行為。
 - 六 不適切な利益相反管理：「群馬県衛生環境研究所における利益相反管理要領」に定める事項に該当するもの。
 - 七 その他、研究活動上の不適切な行為であって、研究者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの。
- 2 前項第一号から第三号までを「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成二十六年八月二十六日文科科学大臣決定）」及び「厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成二十七年一月十六日厚生科学

課長決定)」に則して「特定不正行為」という。

(遵守事項)

第四条 研究者等は、研究活動について、関係法令及びその他の規範を遵守しなければならない。

- 2 別表に定める研究費を財源とする研究を行う研究者等は、研究データを配分機関等から指定される期間保存し、必要とされる場合には開示しなければならない。なお、別表に定める研究費を財源としない研究のデータ保存期間及び開示等については、「群馬県衛生環境研究所における研究データの保存及び開示に関する要領」に定めるものとする。
- 3 研究者等は、研究活動によって得られた成果を客観的で検証可能なデータ・資料を提示しつつ適切な場所に公開しなければならない。
- 4 研究者等は、不正行為の疑惑を晴らそうとする場合、自己の責任において科学的根拠を示し説明しなければならない。

(不正行為防止体制)

第五条 当研究所は研究活動について、不正行為の防止及び不正行為があった場合の措置等を適正に行うため、次の各号に掲げる責任者を定める。

- 一 総括責任者：研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関し、当研究所全体を統括する権限と責任を有する者として、総括責任者を置き、所長をもって充てる。総括責任者は公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じるものとする。
 - 二 研究倫理教育責任者：総括責任者は当研究所における研究倫理教育について実質的な責任と権限を持つ者として、研究倫理教育責任者を置き、副所長をもって充てる。
- 2 研究倫理教育の内容及び実施方法等については、「群馬県衛生環境研究所 研究倫理教育の実施に関する要領」に定めるものとする。

(研究不正行為対策委員会の設置)

第六条 当研究所に、研究者等による不正行為を防止するため、以下の組織体制による研究不正行為対策委員会（以下「対策委員会」という。）を置く。

- 2 研究不正行為対策委員会の組織体制及び職務については「群馬県衛生環境研究所研究不正行為対策委員会運営要領」に定める。

(告発の受付窓口)

第七条 研究機関内外からの不正行為に関わる告発、告発の意思を明示しない相談のための窓口（以下「告発窓口」という。）を、総務係に置き、連絡先等を公表するものとする。告発等の取扱いについては研究倫理教育等で周知徹底する。

(告発の受付体制)

第八条 不正行為（その疑いがある場合も含む）と思料する者は、前条に規定する告発窓口で告発することができる。

- 2 前項の告発の受付は、書面、電話、ファクシミリ、面談などの選択を可能とする。

- 3 告発は原則として、次の各号に掲げる事項を明示しなければならない。
 - 一 研究活動上の不正行為を行ったとする研究者等又は研究グループ等の氏名又は名称。
 - 二 研究活動上の不正行為の具体的内容。
 - 三 研究活動上の不正行為の内容を不正とする合理的理由。
- 4 告発は原則として顕名によるもののみ受け付けるものとする。ただし、通報者はその後の調査において氏名の秘匿を希望することができるものとする。
- 5 前項の定めに関わらず、匿名による告発があった場合、対策委員長と協議の上、顕名の告発に準じた取扱いをすることができる。
- 6 告発窓口担当者が自らの職務において不正行為を知り得たときは、前項と同様に取り扱うものとする。
- 7 報道機関、研究者コミュニティ又はインターネット等により、不正行為の疑いが指摘された場合（本条第三項に定める項目が示されている場合に限る。）は、対策委員長は、これを匿名の告発に準じて取り扱うことができる。
- 8 告発窓口担当者が告発を受理したときには、告発者に対して受理した旨を通知するものとする。告発が郵便による場合など、当該告発が受け付けられたかどうかについて告発者が知り得ない場合には、告発が匿名による場合を除き、告発者に受け付けた旨を通知するものとする。
- 9 告発窓口に不正行為に関する告発があったときは、速やかに、総括責任者及び研究不正行為対策委員会の長（以下「対策委員長」という。）に報告するものとする。総括責任者は、当該告発に関係する係長等に、その内容を通知するものとする。

（告発の相談）

第九条 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者で、告発の是非や手続について疑問がある者は、告発窓口に対して相談をすることができる。

- 2 告発の意思を明示しない相談については、告発窓口はその内容に応じ、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して告発の意思があるか否か確認するものとする。
- 3 相談の内容が、研究活動上の不正行為が行われようとしている、又は研究活動上の不正行為を求められている等であるときは、相談窓口は、総括責任者及び対策委員長に報告するものとする。
- 4 前項の報告があったときは、総括責任者又は対策委員長は、その内容を確認し、相当の理由があると認めたときは、その報告内容に関係する者に対して警告を行うものとする。

（告発窓口の職員の義務）

第十条 告発の受付に当たっては、告発窓口の職員は、告発者の秘密の遵守その他告発者の保護を徹底しなければならない。

- 2 告発窓口の職員は、告発の受付に当たり、面談による場合は個室にて実施し、書面、ファクシミリ、電話等による場合はその内容を他の者が同時及び事後に見聞できないような措置を講ずるなど、適切な方法で実施しなければならない。
- 3 前二項の規定は、告発の相談についても準用する。

(悪意に基づく告発)

第十一条 何人も、悪意に基づく告発を行ってはならない。本規程において、悪意に基づく告発とは、被告発者を陥れるため又は被告発者の研究を妨害するため等、専ら被告発者に何らかの不利益を与えること又は被告発者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする告発をいう。

- 2 総括責任者は、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、当該告発者の氏名の公表、刑事告発その他必要な措置を講じることができる。
- 3 総括責任者は、前項の処分が課されたときは、該当する研究費等の配分機関及び関係省庁に対して、その措置の内容等を通知する。

(告発者等及び被告発者の保護)

第十二条 告発を受け付ける場合、告発内容や告発者の秘密を守るため適切な方法を講じなければならない。

- 2 総括責任者及び不正行為に関わる告発又は調査に関わった者は、関係者の名誉、プライバシーその他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。職員等でなくなった後も、同様とする。
- 3 総括責任者は不正行為に関わる告発をしたこと、調査に協力したこと等を理由に、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、当該告発等に関係した者に不利益な措置等を行ってはならない。
- 4 総括責任者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、研究活動の全面的な禁止等、当該被告発者に不利益な措置等を行ってはならない。また、調査の結果申し立てに関わる不正行為の事実が認められなかった場合において、被告発者の研究活動への支障又は名誉棄損等があったときは、その正常化又は回復のために必要な措置を取らなければならない。

第十三条 当研究所に所属する全ての者は、告発をしたことを理由として、当該告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 当研究所に所属する全ての者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

第十四条 総括責任者は、相当な理由なしに、告発者及び被告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、関係諸規程に従って、その者に対して処分を課することができる。

(予備調査の実施)

第十五条 第八条に基づく告発があった場合又は対策委員長がその他の理由により予備調査の必要を認めた場合は、対策委員長は予備調査委員会を設置し、予備調査委員会は速やかに予備調査を実施しなければならない。

- 2 予備調査委員会は、対策委員会の委員長、副委員長及び対策委員長が指名する者（若

干名)によって構成するものとする。前条の調査の公正を確保するため、被告発者又は告発者に関係する者は、調査を行う者から除外する。

- 3 予備調査委員会は、必要に応じて、予備調査の対象者に対して関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め又は関係者のヒアリングを行うことができる。
- 4 予備調査委員会は、本調査の証拠となり得る関係書類、研究ノート、実験資料等を保全する措置をとることができる。

(予備調査の方法)

第十六条 予備調査委員会は、告発された行為が行われた可能性、告発の際に示された科学的理由の論理性、告発内容の本調査における調査可能性、その他必要と認める事項について、予備調査を行う。

- 2 告発がなされる前に取下げられた論文等に対してなされた告発についての予備調査を行う場合は、取下げに至った経緯及び事情を含め、研究上の不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。

(本調査の決定等)

第十七条 予備調査委員会は、告発を受け付けた日又は予備調査の指示を受けた日から起算して三十日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した予備調査結果報告書を作成し、対策委員会に報告する。

- 一 予備調査を実施した者の職名及び氏名
 - 二 対象となる研究資金
 - 三 調査の概要
 - 四 関係者の証言要約
 - 五 対象研究者の弁明
- 2 対策委員会は、予備調査結果を踏まえ、協議の上、直ちに、本調査を行うか否かを決定する。
 - 3 対策委員会は、本調査を実施することを決定したときは、告発者及び被告発者に対して本調査を行う旨を通知し、本調査への協力を求める。
 - 4 対策委員会は、本調査を実施しないことを決定したときは、その理由を付して告発者に通知する。この場合には、研究費等の配分機関や告発者の求めがあった場合に開示することができるよう、予備調査に係る資料等を保存するものとする。
 - 5 対策委員会は、本調査を実施することを決定したときは、当該事案に係る研究費等の配分機関及び関係省庁に、本調査を行う旨を報告するものとする。

(調査委員会の設置)

第十八条 対策委員会は、本調査を実施することを決定したときは、同時に、その議決により調査委員会を設置する。調査の公正を確保するため、被告発者又は告発者に関係する者は、当該調査を実施する調査委員会の構成員から除外する。

- 2 調査委員会の委員の過半数は、当研究所に属さない外部有識者でなければならない。

外部有識者は、当研究所並びに告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者とする。

- 3 調査委員会の委員は、次の各号に掲げる者とする。
 - 一 対策委員長又はその指名した対策委員会の委員 二名
 - 二 対策委員長が対策委員会の議を経て指名した有識者 二名
 - 三 法律の知識を有する外部有識者 一名
- 4 調査の公正を確保するため、被告発者又は告発者に関係する者は、委員から除外する。

(本調査の通知)

第十九条 対策委員会は、調査委員会を設置したときは、調査委員会委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に通知する。

- 2 前項の通知を受けた告発者又は被告発者は、当該通知を受けた日から起算して七日以内に、書面により、対策委員会に対して調査委員会委員に関する異議を申し立てることができる。
- 3 対策委員会は、前項の異議申立てがあった場合は、当該異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

(本調査の実施)

第二十条 調査委員会は、本調査の実施の決定があった日から起算して三十日以内に、本調査を開始するものとする。

- 2 調査委員会は、告発者及び被告発者に対し、直ちに、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求めるものとする。
- 3 調査委員会は、告発において指摘された当該研究に係る論文、実験・観察ノート、生データその他資料の精査及び関係者のヒアリング等の方法により、本調査を行うものとする。
- 4 調査委員会は、被告発者による弁明の機会を設けなければならない。
- 5 調査委員会は、被告発者に対し、再実験等の方法によって再現性を示すことを求めることができる。また、被告発者から再実験等の申し出があり、調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会並びに機器の使用等を保障するものとする。
- 6 告発者、被告発者及びその他当該告発に係る事案に関係する者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べるなど、調査委員会の本調査に誠実に協力しなければならない。

(本調査の対象)

第二十一条 本調査の対象は、告発された事案に係る研究活動の他、調査委員会の判断により、本調査に関連した被告発者の他の研究を含めることができる。

(証拠の保全)

第二十二条 調査委員会は、本調査を実施するに当たって、告発された事案に係る研究活

動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるものとする。

- 2 告発された事案に係る研究活動が行われた研究機関が当研究所でないときは、調査委員会は、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるよう、当該研究機関に依頼するものとする。
- 3 調査委員会は、前二項の措置に必要な場合を除き、被告発者の研究活動を制限してはならない。

(本調査の中間報告)

第二十三条 調査委員会は、本調査の終了前であっても、告発された事案に係る研究活動の予算の配分又は措置をした配分機関等の求めに応じ、本調査の中間報告を当該研究費等の配分機関等に提出するものとする。

(調査における研究又は技術上の情報の保護)

第二十四条 調査委員会は、本調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう、十分配慮するものとする。

(不正行為の疑惑への説明責任)

- 第二十五条** 調査委員会の本調査において、被告発者が告発された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法及び手続に則って行われたこと、並びに論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。
- 2 前項の場合において、再実験等を必要とするときは、第二十条第五項の定める保障を与えなければならない。

(認定の手続)

- 第二十六条** 調査委員会は、本調査を開始した日から起算して百五十日以内に調査した内容をまとめ、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容及び悪質性、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割、その他必要な事項を認定する。
- 2 前項に掲げる期間につき、百五十日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由及び認定の予定日を付して総括責任者に申し出て、その承認を得るものとする。
 - 3 調査委員会は、不正行為が行われなかったと認定される場合において、調査を通じて告発が悪意に基づくものであると判断したときは、併せて、その旨の認定を行うものとする。
 - 4 前項の認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。
 - 5 調査委員会は、本条第一項及び第三項に定める認定が終了したときは、直ちに、総括責任者に報告しなければならない。

(認定の方法)

第二十七条 調査委員会は、告発者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。

- 2 調査委員会は、被告発者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。
- 3 調査委員会は、被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。資金配分機関から指定される期間、又は「群馬県衛生環境研究所における研究データの保存及び開示に関する要領」に定める保存義務期間の範囲に属する研究記録及び試料の不存在等、本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、被告発者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。

(調査結果の通知及び報告)

第二十八条 総括責任者は、速やかに、調査結果（認定を含む）を告発者、被告発者及び被告発者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。被告発者が当研究所以外の機関に所属している場合、あるいは当研究所以外に本務を置く場合は、当該機関にも通知する。

- 2 総括責任者は、前項の通知に加えて、調査結果を当該事案に係る研究費等の配分機関及び関係省庁に報告するものとする。
- 3 総括責任者は、悪意に基づく告発との認定があった場合において、告発者が当研究所以外の機関に所属している場合、あるいは当研究所以外に本務を置く場合は、当該機関にも通知するものとする。

(不服申立て)

第二十九条 研究活動上の不正行為が行われたものと認定された被告発者は、通知を受けた日から起算して十四日以内に、調査委員会に対して不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

- 2 告発が悪意に基づくものと認定された告発者（被告発者の不服申立ての審議の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。）は、その認定について、前項の例により、不服申立てをすることができる。
- 3 不服申立ての審査は、調査委員会が行う。総括責任者は、新たに専門性を要する判断が必要となる場合は、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせるものとする。ただし、調査委員会の構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。
- 4 前項に定める新たな調査委員は、第十八条に準じて指名する。
- 5 調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに、総括責任者に報告する。報告を受けた総括責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。その際、その不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと調査委員会が判断した

場合は、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知するものとする。

- 6 調査委員会は、不服申立てに対して再調査を行う旨を決定した場合には、直ちに、総括責任者に報告する。報告を受けた総括責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
- 7 総括責任者は、被告発者から不服申立てがあったときは告発者に対して通知し、告発者から不服申立てがあったときは被告発者に対して通知するものとする。また、その事案に係る研究費等の配分機関及び関係省庁に通知する。不服申立ての却下又は再調査開始の決定をしたときも同様とする。

(再調査)

第三十条 前条に基づく不服申立てについて、再調査を実施する決定をした場合には、調査委員会は、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。

- 2 前項に定める不服申立人からの協力が得られない場合には、調査委員会は、再調査を行うことなく手続を打ち切ることができる。その場合には、調査委員会は、直ちに総括責任者に報告する。報告を受けた総括責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
- 3 調査委員会は、再調査を開始した場合には、その開始の日から起算して五十日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに総括責任者に報告するものとする。ただし五十日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して総括責任者に申し出て、その承認を得るものとする。
- 4 総括責任者は、本条第二項又は第三項の報告に基づき、速やかに、再調査手続の結果を告発者、被告発者及び被告発者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。被告発者が当研究所以外に本務を置く場合は、当該機関にも通知する。また、当該事案に係る研究費等の配分機関及び関係省庁に報告する。

(調査結果の公表)

第三十一条 総括責任者は、研究活動上の不正行為が行われたとの認定がなされた場合には、速やかに、調査結果を公表するものとする。

- 2 前項の公表における公表内容は、研究活動上の不正行為に関与した者の氏名・所属、研究活動上の不正行為の内容、当研究所が公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
- 3 前項の規定に関わらず、研究活動上の不正行為があったと認定された論文等が、告発がなされる前に取下げられていたときは、当該不正行為に関与した者の氏名・所属を公表しないことができる。
- 4 研究活動上の不正行為が行われなかったとの認定がなされた場合には、調査結果を公表しないことができる。ただし、被告発者の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案が外部に漏洩していた場合又は論文等に故意若しくは研究者としてわきま

えるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとする。

- 5 前項ただし書きの公表における公表内容は、研究活動上の不正行為がなかったこと、論文等に故意又は研究者としてわかまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものではない誤りがあったこと、被告発者の氏名・所属、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
- 6 総括責任者は、悪意に基づく告発が行われたとの認定がなされた場合には、告発者の氏名・所属、悪意に基づく告発と認定した理由、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を公表する。

(本調査中における一時的措置)

第三十二条 総括責任者は、本調査を行うことを決定したときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、被告発者に対して告発された研究費の一時的な支出停止等の必要な措置を講じることができる。

- 2 総括責任者は、研究費等の配分機関から、被告発者の該当する研究費の支出停止等を命じられた場合には、それに応じた措置を講じるものとする。

(研究費の使用中止)

第三十三条 総括責任者は、研究活動上の不正行為に関与したと認定された者、研究活動上の不正行為が認定された論文等の内容に重大な責任を負う者として認定された者、及び研究費等の全部又は一部について使用上の責任を負う者として認定された者(以下「被認定者」という。)に対して、直ちに研究費の使用中止を命ずるものとする。

(論文等の取下げ等の勧告)

第三十四条 総括責任者は、被認定者に対して、研究活動上の不正行為と認定された論文等の取下げ、訂正又はその他の措置を勧告するものとする。

- 2 被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して十四日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を総括責任者に行わなければならない。
- 3 総括責任者は、被認定者が本条第一項の勧告に応じない場合は、その事実を公表するものとする。

(措置の解除等)

第三十五条 総括責任者は、研究活動上の不正行為が行われなかったものと認定された場合は、本調査に際してとった研究費の支出停止等の措置を解除するものとする。また、証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立期間が経過した後又は不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。

- 2 総括責任者は、研究活動上の不正行為を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じるものとする。

(処分)

第三十六条 本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合は、当該研究活動上の不正行為に関与した者に対して、関係諸規程に従って、処分を課すものとする。

2 総括責任者は、前項の処分が課されたときは、該当する研究費等の配分機関及び関係省庁に対して、その処分の内容等を通知する。

(是正措置等)

第三十七条 対策委員会は、本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合には、総括責任者に対し、速やかに是正措置（論文取下げ、研究活動の中止等）、再発防止措置、その他必要な環境整備措置（以下「是正措置等」という。）をとることを勧告するものとする。

2 総括責任者は、前項の勧告に基づき、関係する係長等に対し、是正措置等をとることを命ずる。また、必要に応じて、当研究所全体における是正措置等をとるものとする。

3 総括責任者は、第二項に基づいてとった是正措置等の内容を該当する研究費等の配分機関並びに文部科学省及びその他の関係省庁に対して報告するものとする。

(事務)

第三十八条 研究活動に係る不正行為が生じた場合における措置等に関する事務は、研究企画係で行う。

(準用)

第三十九条 特定不正行為の告発、調査及び認定の手続き等についてこの規程に記載のない事項については、「研究活動における不正行為への対応に関するガイドライン（平成二十六年八月二十六日文部科学大臣決定）」及び「厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応に関するガイドライン（平成二十七年一月十六日厚生科学課長決定）」に則して対応するものとする。

(雑則)

第四十条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施にあたって必要な事項は別に定める。

附則

この規程は、平成二十八年一月五日から施行する。

附則

この規程は、平成二十九年一月二十五日から施行する。

別表

競争的研究資金等名	配分機関名	備 考
科学研究費助成事業	文部科学省、日本学術振興会	
厚生労働科学研究補助金	厚生労働省	